

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月18日

浦安市教育委員会教育長 鈴木 忠



教育委員会規則第13号

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和4年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

学校	区分	学校給食費の額 (月額)	
小学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	5,150円	
	牛乳を供給しない学校給食	4,110円	
	牛乳のみの学校給食	1,040円	
	第1学年の4月に実施する学校給食	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	3,650円
		牛乳を供給しない学校給食	2,910円
		牛乳のみの学校給食	740円
中学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	6,000円	
	牛乳を供給しない学校給食	4,960円	
	牛乳のみの学校給食	1,040円	
	第3学年の3月に実施する学校給食	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	4,250円

	牛乳を供給しない学校給食	3,510円
	牛乳のみの学校給食	740円

別表第2を次のように改める。

学校	区分	学校給食費の額 (日額)
小学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	300円
	牛乳を供給しない学校給食	240円
中学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	350円
	牛乳を供給しない学校給食	290円

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(保護者等に関する特例)

2 条例第4条の規定により給食を受ける児童及び生徒の保護者等から学校給食費を徴収する場合には、当面の間、別表第1の規定中「5,150円」とあるのは「4,300円」と、「4,110円」とあるのは「3,660円」と、「1,040円」とあるのは「640円」と、「3,650円」とあるのは「3,000円」と、「2,910円」とあるのは「2,560円」と、「740円」とあるのは「440円」と、「6,000円」とあるのは「4,900円」と、「4,960円」とあるのは「4,260円」と、「4,250円」とあるのは「3,350円」と、「3,510円」とあるのは「2,910円」と、別表第2の規定中「300円」とあるのは「260円」と、「240円」とあるのは「220円」と、「350円」とあるのは「310円」と、「290円」とあるのは「270円」とする。